

第 3 回土地利用基本計画制度に関する検討会 議事要旨

- ・ 冒頭、事務局から資料説明の後、意見交換。

(1) 地方分権の流れを踏まえた土地利用基本計画のあり方について

- ・ 平成 12 年の地方分権改革で機関委任事務が廃止されたことに伴い、土地利用基本計画の策定は自治事務となった。これに伴い、法令の解釈権は地方自治体に帰属している。
- ・ 国土利用計画法第 10 条の書きぶりを踏まえ、土地利用基本計画が個別法とどのような関係にあるのか、ある程度議論する必要がある。例えば開発許可の場合等、個別法上は^{きそく}羈束裁量事項であっても、土地利用基本計画への不適合があれば、それを理由に不許可とできるのか、という論点がある。
- ・ 以前は個別法の許認可権限を持つ大臣の通達で解釈が示されていた。現在では、都道府県の裁量が拡大したとはいえ、法解釈は、できれば明示的に示すことができる方が望ましい。この点については、曖昧にすると都道府県が困るのではないか。
- ・ 人口減少下では、(建物や施設等) ハードのインフラについては、維持・管理が覚束なくなるという共通認識があるが、制度インフラについても同様。自治体の職員の減少等により、以前と同じ方法で運用を続けることができるのか。土地利用基本計画の運用についても、こうした視点からの見直しが必要。
- ・ 土地利用の総合調整や問題点のチェックを行うに当たってはマンパワーが必要だが、現在は国との協議については国土交通省がワンストップでやっているという点では、メリットがあるのではないか。
- ・ アンケートの結果に鑑みると、可能であれば土地利用基本計画の中でも計画書と計画図について国の対応を変えることも考えられるのではないか。
- ・ まずは運用改善を行い、必要であれば法改正を行うということではないか。
- ・ 自治体の自主性に基づき、国土利用計画、土地利用基本計画、各自治体の条例のそれぞれの役割を整理した上で、場合によっては一元化して運用することも考えられるのではないか。その際、自治体が土地利用に関するそれぞれの計画で、何が必要なのか明確化する必要。
- ・ 手続の合理化が課題。各手続の意味を実態も踏まえて精査し、明確にする必要があるのではないか。例えば、資料中にあるような国の関係行政機関が協議の際に確認するポイントの例示は、手続の簡略化に資しているのではないか。
- ・ 協議の手続を事後報告等に変更することに問題はないのか等についても検討する必要。

- ・ 人的資源が限られている中、今後、行政事務の効率化は非常に大きな課題。こうした状況の中で、国・地方自治体双方の観点から、できるだけ省力化する必要がある。
- ・ 運用上、事前調整の際に実質的な調整を行う。国の関係行政機関が確認するポイントが明示されたことは有用。より具体的な基準があるとありがたい。
- ・ 防衛施設や国有財産等県での把握が難しいものや、自然環境に関する事項など個別規制等は直接関係ないについては、国の関係行政機関が確認するポイントで整理されたことは有意義。
- ・ 手続については、事前調整で実質的な調整がなされており、事前調整と本協議のどちらかに一本化する等の改善が求められる。

(2) 論点整理について

- ・ 検討会開催の背景の項目等に、行政手続の効率化のための運用改善の視点を盛り込むと良いのではないか。
- ・ 土地利用上の課題の質的变化の部分には、将来的にも大きな課題になるであろうものとして、(大規模太陽光発電施設等の) 自然エネルギー開発も位置づけてはどうか。また、訪日外国人観光客の増加に応じた観光リゾート開発については、バブル期並とまではいかないが、将来的には土地利用の計画課題になるのではないかと感じている。
- ・ 人口減少の今だからこそ、環境・防災等の課題に土地利用の観点からアプローチすることは必要。特に地震・火山・津波等を踏まえた土地利用の必要性は高い。
- ・ 他の計画との関係を踏まえた方向性を示した方が良いのではないか。
- ・ 全国的な整合性を確保しながらいかに合理化を図っていくかがテーマとなっていくのではないか。
- ・ 土地利用基本計画の実効性がどのように担保されるか、考え方を示した方が良いのではないか。
- ・ 現在の土地利用基本計画は、個別法に基づいたゾーニングが重複した場合の調整ツールでしかない。必要な措置は個別法で規定されているため、この計画自体に実効性を持たせるといふ議論は成り立ちにくいのではないか。
- ・ 土地利用基本計画にはマスタープラン機能がある。防災の観点を盛り込む等、工夫次第では、マスタープランとしての実効性を持たせることができるのではないか。

(3) その他

- ・ 土地利用基本計画と個別法の考え方に齟齬が生じると、行政運営上問題があるのではないかと考える。こうした齟齬が生じないような調整は確保するべきではないか。

- ・ 土地利用基本計画と個別法の調整のタイミングについては、各法手続の流れも踏まえ、モデル的な手順を示すことで、業務をより効率化できるのではないか。